

## 第3章 災害時応急活動事前対策

### 第1節 防災業務施設整備計画

災害発生の未然防止及び被害拡大防止のための水防、消防および救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備または、推進、並びに防災業務施設の被害の予防を図る。

また、地震・津波等各種災害が発生し県内外から広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察、消防をはじめとする、応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点の確保を図る。

#### 第1項 通信設備整備計画

防災、応急活動、避難、災害復旧対策等に関する業務を迅速かつ適切に遂行するためには、まず情報連絡体制を確保することが不可欠である。特に災害時における有線通信の途絶に備え、防災関係機関相互の情報連絡網として無線通信施設が担う役割は極めて大きい。

また、災害時における町民のパニックの防止、安全確保のためにも、迅速、的確な情報の収集及び伝達を図ることが必要であることから、各種通信施設の機能強化に努める。

##### 1. 通信施設の機能確保及び管理等

町は、有線電話、防災行政無線設備の機能を維持するため、機器類及び非常用電源設備等を定期的に点検、保守管理を行うとともに、機器類の転倒防止、予備電源の確保を図る。

なお、防災行政無線等通信手段の機能強化、非常用電源設備等の浸水対策等の停電対策を図るとともに、燃料の備蓄・調達体制に配慮しておくものとする。

##### 2. 防災行政無線等の整備、拡充

町は、災害時における関係機関との情報収集・伝達活動を迅速かつ的確に行うとともに、町民や避難所等との情報伝達手段や交信の輻輳などへの対応として、防災行政無線の整備、拡充を図る。また、通信施設に支障があった場合に備え、通信手段の多重化に努める。

さらに、移動系防災行政無線の整備を行うと共に、無線や携帯電話の不感地域対策のため電波中継局等の設置を検討、推進する。

##### 3. 防災行政無線のデジタル化

町は防災行政無線システム全体のデジタル化を計画的に進め、屋外拡声子局との双方向通信等通信手段の確保を行い、通信機能の強化を図る。

##### 4. 県防災行政通信網の活用

有線、衛星の2系統の県防災通信網は災害時においても信頼性が高いため、災害情報や被害報告など情報伝達に積極的な活用を図る。

##### 5. 広報体制の確保

町ホームページやエリアメール等携帯電話を活用した災害情報の提供体制を整備する。

## 6. 安否情報システム等の活用

消防庁の安否情報システムの活用を図る。

### 第2項 庁舎施設整備計画

役場庁舎（出張所含む）は、災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、大規模地震・津波をはじめ、各種大規模災害発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、庁舎の浸水対策の実施や、耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、災害発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備を実施しておくものとする。

また、災害発生時の被災者の円滑な救出・救助活動等に支障が生じないように、住民情報等の保管場所や保管媒体を複数確保するなどコンピュータシステムやデータのバックアップ体制を整備するものとする。

### 第3項 広域防災活動拠点の確保

町は、大規模災害時において、町民総合センター付近等を含め、救出救護、復旧活動の拠点となる広域防災活動拠点を確保し、整備するものとする。

また、上記拠点には、被災地外からの人員や物資を集結、搬送するための広場や緊急情報の通信施設、防災資機材や物資を備蓄する施設等を整備するものとする。

## 第2節 気象観測施設等整備計画

本町における気象観測装置は次のとおりであり、その他の装置についても整備を図る。

種別 所属	所在地 ※ () は観測局名	機器類
苓北町役場	志岐660番地	雨量計、風向風速計
熊本県	志岐660番地	震度計
	富岡字江理378番3 (富岡漁港)	風向、風速、 潮位、雨量計
	坂瀬川字黒染1872-3 (大岳) 志岐字犬戻3855-1 (苓北) 富岡字丸山2208 (富岡) 都呂々字下方針6000番地4 (天竺)	雨量計
	坂瀬川字宮原 (松原川) 上津深江字川向 (上津深江川) 志岐字茶摘田 (志岐川)	水位計
苓北分署	志岐1231番地	気圧計

### 第3節 災害対策本部設置前の組織体制計画

災害発生時において、職員が迅速かつ確実に災害応急活動が実施できるように、各種マニュアルの見直し及び整備を行う。

加えて、地震災害時は、刻々変化する被災者のニーズに即応することが必要であるため、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策に対応できるよう、災害対策本部等防災組織体制の充実を図る。

## 第4節 救助・救急・消火活動体制の充実

災害時において集中的に発生することが予想される救急、救護事象に対処するため、救急資機材の備蓄に努め、苓北分署や消防団、町民の協力を得て関係医療機関と連携のもとに一貫性のある救助、救急体制を確立する。

また、火災の防止に関しては、出火防止、初期消火のための備えを推進するほか、同時多発火災あるいは大火災の発生に備え、苓北分署、消防団の消防体制や消防水利を強化する。

### 第1項 救助・救急活動体制

#### 1. 救急体制の整備

##### (1) 応急救護体制の整備

町は、応急救護所の開設に必要な資機材の整備並びに体制を確立する。

##### (2) 救急医療情報体制の整備

町は、医療機関との連絡手段の確保を図り、有機的な連絡協力体制を整備する。

##### (3) 消防団の活動強化

町は、消防団の応急的救急活動を効果的にするため、救助資機材の整備と消防団員に対し応急手当等の指導を行い技術の向上を図る。

##### (4) 町民の応急救護知識技術の指導

町は、災害時における町民相互の応急救護活動を効果あるものとするため、町民に対し防災訓練指導と併せ傷病者を応急に救護するために必要な、知識、技術について指導する。

#### 2. 救助体制の整備

町は、発災初期における倒壊建物等からの救出、救助事象に対処するため、救助資機材等の整備増強を図るとともに、消防団等とも連携をとりながら救助体制を確立する。

また、救助作業中の二次災害の防止に努める。

### 第2項 消火活動体制

#### 1. 出火防止対策

##### (1) 住宅用火災警報器の設置促進

消防法関係法令等の改正により、一般住宅の寝室等に火災警報器の設置が義務づけられたことから、町は町民に対して設置の促進を啓発する。また、任意である台所への設置も推奨する。

##### (2) 出火防止知識の普及

町は、各家庭及び事業所において災害時に火災させないための予防対策として、防火防災啓発ビデオの活用あるいは広報紙、パンフレット等の印刷物を活用する。また、火災予防運動を通じて出火防止知識の普及、高揚を図る。

#### 2. 初期消火対策

##### (1) 消火器等の普及

##### ① 各家庭における消火器具の普及

町は、初期消火体制の整備のため、各家庭においても消火器等の消火器具を自発的に設置するよう指導する。

#### ②事業所等における消火器具の普及

町は、各事業所等における初期消火体制を確立するため、それぞれの目的に応じた実用的な消火器具を設置するよう指導する。

### (2) 自主防災組織の強化

#### ①町民

町は、初期消火の実効を高めることを目的に町民個人はもとより、地域の組織的な活動力の向上を図るため、訓練指導體制を強化する。

特に、春秋の火災予防運動、防災の日等を中心に初期消火訓練、避難訓練等を通じて、町民の防災行動に関する具体的な知識、技術の指導にあたり、実践的行動力の向上を図る。

#### ②地域

自主防災組織については、すでに組織化されている地区もあるが、未組織の地区については、町が自主防災組織づくりを指導推進する。

#### ③事業所

町は、各事業所等における自衛消防組織の育成強化を図る。

### 3. 火災の拡大防止対策

#### (1) 消防の広域化への対応

消防体制の一層の充実強化と高度化を図るため、近隣自治体と連携し、広域化及び広域連携についての調査・検討を推進する。

#### (2) 消防団体制の確立と強化

町は、消防団組織の整備と活動任務を明確化し、災害時の参集計画、運用計画などの活動体制を整備するとともに、防災資機材倉庫、活動資機材を充実し、災害時に対応できる消防団体制を確立する。

また、消防団詰所を地域の防災拠点と位置づけ、消防団は、町職員、自主防災組織及び地域住民との連携を図る。

#### (3) 被害予想に対応した活動要領の習熟

町は、火災の被害予想に対応した作戦計画を確立して消防活動基準を整備し、消防団員の教育訓練並びに発災時の活動要領の習熟を図る。また、災害時における大規模火災等に関する事前計画を策定するなど、大規模火災等への対応を図る。

#### (4) 消防水利の整備

町は、消火栓が使用不能となった場合に備え、防火水槽や耐震性貯水槽等の消防水利の整備を行い、水利の確保に努める。

#### (5) 消防自動車等の整備及び更新

町は、消防車両及び消防用小型動力ポンプの整備更新を行う。

#### (6) 消防広域応援要請方法及び受入体制の整備

同時多発火災の発生や延焼が拡大した場合、町の保有する消防力では対処できないことも予測される。このため、消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣要請の手続きや応援受入れ等、広域応援体制の整備を図る。

## 第5節 避難対策

災害発生時には、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、指定避難所の環境整備や安全対策を進めるとともに、応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するための事前対策を進める。

### 第1項 避難場所対策

町は、災害が発生するおそれがある場合及び災害が発生、または拡大し町民が危険な状況と判断される場合に、一時的な避難のため、または住宅の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、応急的な救助を行うため避難所を指定し、その環境整備及び安全対策と周知を図る。

#### 1. 避難所等の指定

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所を別表のとおり指定する。

### 第2項 避難誘導対策

町は、災害が発生した場合に被災者を安全な場所に迅速かつ適切に避難させるため、平素から特に次のような点に留意する。

- (1) 防災マップ等を活用し、町民に対し災害が発生した場合の避難場所、避難時の留意事項等について活発な広報活動を行い、住民が平素から避難訓練等を実施できるよう周知する。
- (2) 町内の学校、会社、事業所、商店、交通機関その他多人数が集合する場所の責任者、管理者等に対して、避難対策等の安全確保対策について適切な指導等を行うとともに、日頃からの連携に努める。
- (3) 避難場所への標識、手すり、外灯の設置や避難路の整備を行うとともに、車いすの整備や施設のバリアフリー化など要配慮者に配慮した避難環境の整備を図る。
- (4) 町及び関係機関は、避難の勧告、指示を発する手順、伝達方法、機関相互の連絡方法等をあらかじめ定めるよう努める。

### 第3項 避難所運営対策

町は、要配慮者への支援、プライバシーの確保、男女共同参画及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアル等を作成し、関係者への周知をはかるものとする。また、消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、災害時における通信手段の確保のための特設公衆電話の設置や換気、照明等良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

また、できるだけ避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、水、その他資機材等、避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

### 第4項 応急仮設住宅対策

応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に行うため、建設可能用地の選定、応急仮設住宅の建設、入居基準、運営等マニュアルの作成や防災公園等整備や民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の確保等、発災時における応急体制の確立を図る。

別表1 指定緊急避難場所(注1)

NO	施設・場所名	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数 (1.5㎡あたり1人)	海拔	
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象				
1	坂瀬川集会所	1		1	1						1	20人(1.5㎡あたり1人)	7m
2	坂瀬川公民館	1	1	1	1						1	120人(1.5㎡あたり1人)	4m
3	坂瀬川小学校体育館	1	1	1	1						1	460人(1.5㎡あたり1人)	4m
4	芥北町坂瀬川体育館	1	1	1	1						1	260人(1.5㎡あたり1人)	4m
5	坂瀬川総合グラウンド					1							26m
6	大師山					1							41m
7	上津深江集会所	1		1	1						1	90人(1.5㎡あたり1人)	6m
8	天神山					1							35m
9	西日本プラント芥北寮					1							13m
10	上津深江広域避難地	1	1	1	1	1							25m
11	町民総合センター	1	1	1	1						1	180人(1.5㎡あたり1人)	14m
12	志岐小学校体育館	1	1	1	1						1	360人(1.5㎡あたり1人)	9m
13	芥北中学校体育館				1						1	390人(1.5㎡あたり1人)	2m
14	芥北町役場				1	1					1	70人(1.5㎡あたり1人)	12m
15	芥北町志岐集会所		1	1	1								8m
16	志岐城趾					1							49m
17	農構センター					1							12m
18	温泉センター					1							39m
19	総合武道館					1					1	440人(1.5㎡あたり1人)	26m
20	体育センター					1					1	890人(1.5㎡あたり1人)	19m
21	芥北町拠点避難地	1	1	1	1	1							30m
22	国照寺					1							18m
23	明神山地区避難所					1							12m
24	紺屋町地区避難所					1							12m
25	円通寺					1							25m
26	富岡公民館		1		1						1	100人(1.5㎡あたり1人)	4m
27	富岡小学校体育館		1	1	1						1	270人(1.5㎡あたり1人)	7m
28	天草拓心高校マリン校舎体育館		1	1	1	1					1	360人(1.5㎡あたり1人)	13m
29	瑞林寺			1									8m
30	富岡城趾			1		1							69m
31	鎮道寺					1							12m
32	富岡温泉ホテル跡					1							17m
33	富岡地区避難地					1							12m
34	都呂々公民館	1	1	1	1						1	100人(1.5㎡あたり1人)	7m
35	都呂々小学校体育館	1	1	1	1						1	560人(1.5㎡あたり1人)	3m
36	芥北町都呂々体育館	1	1	1	1						1	260人(1.5㎡あたり1人)	3m
37	木場地区交流施設		1		1						1	30人(1.5㎡あたり1人)	150m
38	木場集会所		1		1	1					1	60人(1.5㎡あたり1人)	129m
39	都呂々神社			1		1							26m



別表2 指定避難所(注2)

NO	施設・場所名	対象とする異常な現象の種類								想定収容人数
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	
1	坂瀬川集会所	1		1	1					20人(1.5㎡あたり1人)
2	坂瀬川公民館	1	1	1	1					120人(1.5㎡あたり1人)
3	坂瀬川小学校体育館	1	1	1	1					460人(1.5㎡あたり1人)
4	苓北町坂瀬川体育館	1	1	1	1					260人(1.5㎡あたり1人)
5	上津深江集会所	1		1	1					90人(1.5㎡あたり1人)
6	町民総合センター	1	1	1	1					180人(1.5㎡あたり1人)
7	志岐小学校体育館	1	1	1	1					360人(1.5㎡あたり1人)
8	苓北中学校体育館				1					390人(1.5㎡あたり1人)
9	苓北町役場				1	1				70人(1.5㎡あたり1人)
10	総合武道館					1				440人(1.5㎡あたり1人)
11	体育センター					1				890人(1.5㎡あたり1人)
12	富岡公民館		1		1					100人(1.5㎡あたり1人)
13	富岡小学校体育館		1	1	1					270人(1.5㎡あたり1人)
14	天草拓心高校マリン校舎体育館		1	1	1	1				360人(1.5㎡あたり1人)
15	都呂々公民館	1	1	1	1					100人(1.5㎡あたり1人)
16	都呂々小学校体育館	1	1	1	1					560人(1.5㎡あたり1人)
17	苓北町都呂々体育館	1	1	1	1					260人(1.5㎡あたり1人)
18	木場地区交流施設		1		1					30人(1.5㎡あたり1人)
19	木場集会所		1		1	1				60人(1.5㎡あたり1人)

※災害発生の恐れがある区域及び災害が発生している区域の状況を踏まえ、別表1、別表2の中から、その都度避難場所、避難所を指定する。指定した指定避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放が速やかに行われるよう管理体制を整備しておくものとする。

\*その他、必要に応じて各地区公民館等を避難場所及び避難所として臨時に指定する。

\*特設公衆電話設置箇所（9箇所・非常時に電話機を接続することにより使用可能）  
坂瀬川小学校体育館、上津深江集会所、町民総合センター、苓北中学校体育館、苓北町役場、富岡公民館、富岡小学校体育館、都呂々公民館、都呂々小学校体育館

注1. 指定緊急避難場所とは、災害発生または発生の恐れのある場合に危険から逃れるための避難場所。

注2. 指定避難所とは、災害時の拠点施設として、情報・物資・食事の提供などを行う避難場所。

## 第6節 要配慮者対策

災害時に、障がいのある方やお年寄りなど要援護者といわれる方は、より被害を受けやすく避難等に手助けが必要となることが想定される。

広域的な災害が発生した場合、公的支援活動には制約があることから、本町が平成20年度に策定した「苓北町災害時要援護者支援計画」に基づき、要援護者に対する支援活動が、地域の協力により実施できるよう、防災関係機関はもとより各区や各福祉関係者、諸団体と連携し、福祉的支援とともに自力避難が困難な方の安否確認など地域が主体となった支援を目指す。

\*平成25年6月に災害対策基本法が改正され、災害時要援護者については要配慮者と定義されているため、以後については要配慮者と表記する。

### 第1項 要配慮者の範囲と対応

#### 1. 要配慮者の範囲

本町では、災害時における安否確認や救出、避難誘導等が必要な要配慮者の概ねの基準を以下の通りとする。

65歳以上の高齢者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 独居高齢者</li><li>・ 高齢者のみの世帯</li><li>・ 要介護度3以上</li><li>・ その他の高齢者</li></ul>
障がい者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 身体障がい者手帳1級、2級所持者</li><li>・ 療育手帳A1、A2所持者</li><li>・ 精神障がい者保健福祉手帳1級所持者</li><li>・ 視覚障がい者</li><li>・ 聴覚障がい者</li><li>・ 肢体不自由者</li><li>・ 音声・言語・そしゃく機能障がい者</li><li>・ 内部障がい者</li><li>・ その他障がい者</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 妊産婦</li><li>・ 乳幼児</li><li>・ 難病患者</li><li>・ 外国人</li></ul>

#### 2. 対応方針

##### (1) 要配慮者の対応方針

要配慮者の範囲は広く、また障がいの内容や程度等によっても一人ひとりの状況が異なるなど、災害時において個々の場合について対応することは難しいため、事前の防災対策及び避難誘導、介助等は本人または家族等が行うことを前提とし、近隣互助及び自主防災組織をもってこれを支援することを基本とする。

##### (2) 町の対応

町は、この方針に基づき、本計画における要配慮者関連対策の中で、事前の予防対策

や災害発生後の避難対策等について必要な措置を講ずる。

## 第2項 所在情報の把握及び管理

### 1. 情報の把握

町は、対象者本人やその家族の同意を得た上で苓北町避難行動要支援者リスト（以下「要支援者リスト」という。）を作成する。要支援者リスト作成にあたっては、個人情報保護に十分留意する。

### 2. 台帳の管理

町は、名簿により各地区の要配慮者の登録台帳を作成する。また、常に新しい情報を把握するため、定期的に更新を行う。

作成した台帳等は町で保管し、必要に応じて苓北分署・消防団、自主防災組織、行政区、民生・児童委員（以下「関係支援団体」という。）に対して開示を行う。

## 第3項 防災知識の普及及び避難対策等

町は、要配慮者に対する事前の予防対策として次の事項を行う。

### 1. 防災知識の普及

要配慮者のいる世帯に対してパンフレット等を配布し、防災知識の普及を図るとともに、防災訓練への参加を呼びかける。

### 2. 要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認

要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

### 3. 災害時の避難対策等

#### (1) 安全確保体制の整備

自主防災組織等地域における要配慮者支援体制の確立を図る。

さらに、登録者の身体状態等に配慮した活動を円滑に行うことができるよう、町は対策を講じる。

#### (2) 情報伝達体制の整備

地域と連携した要配慮者への安否確認や情報伝達体制の整備を図り、また、障がい者の自宅にファックスの設置を推進するほかに、視力・聴覚障がい者に対する災害情報の提供のため、文字情報や音声情報等の伝達手段を検討し、整備に努める。

さらに、町は水防法に基づき、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に対し洪水予報等気象情報の伝達を行う。

#### (3) 避難施設等の整備

避難施設となる学校施設等に車椅子を配備するとともに、施設のバリアフリー化を推進する。

また、病院、社会福祉施設の活用を含め、障がい者等の要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の設置及び指定を推進する。現在、町の福祉避難所として、はまゆう療育園、梧葉苑、慈正会、寿康園、コミュニティセンターを指定している。

さらに町は、沿岸部に多数点在する大規模な医療、介護、障がい者施設及び支援学校の入院患者、入所者、児童生徒並びに職員、また地域の要配慮者等を避難、収容、保護するため、上津深江地区介護福祉ゾーン等、拠点避難地を確保、整備し、物資、人員等の輸送や防災資機材（医療資機材含む）等の備蓄等ができるよう、避難地の環境整備を推進するものとする。

#### (4) 住宅対策

要配慮者の応急仮設住宅への優先入居についての基準の整備を図る。また、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の提供についての検討を行う。

#### (5) 各種ケア体制の整備

手話通訳者、介護員等のボランティアの育成及び支援体制の整備を図る。また、避難所や在宅での生活が困難な要配慮者に対する社会福祉施設の受け入れ協力体制の整備や、避難所生活における要配慮者ケア体制の整備を図る。

さらに、独居老人等の応急仮設住宅入居者のケア体制の整備を図る。

### 第4項 地域における支援体制の確立

要配慮者の対応は、関係支援団体を中心とした地域が一带となった支援が不可欠であるため、関係支援団体は相互連携を保ち、次の支援体制の確立に努める。また、町はその確立について指導及び支援を行う。

#### 1. 対象者の把握

関係支援団体は、対象者の私生活に配慮しながら、平常時から地域に居住する要配慮者の把握に努める。

#### 2. 災害時の避難誘導及び救助等

関係支援団体は、災害時における要配慮者の避難誘導、救助、安否確認、避難生活上の措置等についての対策を事前に講じておくものとする。

また、要配慮者参加による避難シミュレーション訓練等を通じ、円滑な避難が可能かどうか検証を行うものとする。

なお、関係支援団体における要配慮者対策の整備については、福祉保健課、総務課が協力して指導及び支援を行う。

## 第7節 災害ボランティア計画

大規模災害が発生し、救援活動が広範囲または長期に及ぶ場合、行政だけでは対応できない。被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、ボランティアによる活動が大きな力として期待される。

そこで、災害発生時におけるボランティアによる救援活動が円滑かつ効果的に展開できるよう、町は関係機関等との連携のもと、平時から以下の事業を推進し、体制整備を図る。

### 第1項 関係機関との協働体制の構築

#### 1. ボランティアの育成

町は、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、県や関係機関、団体と連携し、平常時における登録、研修、災害時における活動の受け入れ窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図る研修などによりその育成を図る。

#### 2. ボランティアネットワーク等の設立

町と社会福祉協議会は、ボランティア活動に理解のある各種団体、個人等のネットワーク化を図り、初動体制等を定めたマニュアルの策定を進め、関係機関、団体の役割を明確にし、連携強化、情報の集約体制等の強化に努めるものとする。

### 第2項 ボランティア登録制度等の整備

町と社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの人材確保とネットワークの組織体制の充実を図るため、ボランティアの登録体制の整備を図る。

## 第8節 飲料水、食料及び生活必需品等の供給対策

災害時には、食料、飲料水、燃料、救助物資及び資機材を速やかに調達しなければならない。そのために、平素からこれらの備蓄を行うとともに、飲料水、食料及び生活必需品等の確保のため対策を講じ、救助活動の迅速かつ的確化を図る。

### 第1項 備蓄等の基本方針

町は、平常時における飲料水、食料、生活必需品等の備蓄等にあたり、次の基本方針に沿って行うものとする。

#### 1. 町民の準備の徹底

災害が起きたときのために、町民には最低3日分の飲料水・食料及び非常持出し品（救急医薬品、懐中電灯、ラジオ等）等を必ず準備するよう周知徹底を図る。

#### 2. 分散備蓄の実施

災害時に被災者に対する応急対策が円滑かつ効率的に行えるように食料、防災用資機材の備蓄等については、地理的、交通的な事情等を勘案し、町域内の適切な場所に適切な量を分散して備蓄する。

#### 3. 流通備蓄の拡大

一定量または一定品目以上の備蓄について、保存年数、避難の長期化等に伴う町民の嗜好の変化等を考慮し、関係業者等との協定による流通備蓄の拡大を図る。

#### 4. 要配慮者等への配慮

飲料水、食料、生活必需品等の備蓄にあたり、要配慮者等に配慮した備蓄品目を考慮するものとする。

### 第2項 備蓄計画

町は、避難所等に備蓄倉庫の設置を推進し、緊急用食料、生活必需品その他資材等の備蓄を行い、被災者の救急救助活動の円滑化を図る。

#### 1. 食料等の備蓄

食料等の備蓄品目は、飲料水、保存食（アルファ米等。アレルギー対応食品、介護食品等含む。）とし、流通備蓄の協定の締結等の推移等を考慮しながら計画的に備蓄の充実を図る。目標備蓄量は、各避難所の収容人数の3日分とする。

#### 2. 燃料の備蓄

支援物資供給、救急医療、道路・上下水道等ライフラインの復旧等に必要な燃料について、備蓄方法の検討に取り組み、石油関係団体と協定を締結するなど、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。

#### 3. 生活必需物資の備蓄

生活必需物資の品目及び備蓄量は、現在の備蓄状況及び流通備蓄の協定の締結等の推移等を考慮しながら計画的に備蓄の充実を図る。

#### 4. 防災用資機材の整備

防災用資機材の品目及び備蓄量は、現在の備蓄状況及び流通備蓄の協定の締結等の推移等を考慮しながら計画的に備蓄の充実を図る。また、防災関係機関や民間事業者との連携により応急・復旧用資材の確保に努めるものとする。

#### 5. 分散備蓄の実施

食料、生活必需物資及び防災用資機材の分散備蓄は、避難所を中心にして行うものとする。

### 第3項 物資等調達協定の締結

#### 1. 調達協定の推進

町は、災害時における食料品、生活必需物資、医薬品等の調達に当たり、災害の状況、季節性、長期化に伴う町民のニーズの変化等に対応するため、必要に応じて順次関連業者等との調達協定の推進を図る。

#### 2. 調達協定締結の周知

災害時の応急対策の円滑化を図るため、町は調達の協定を締結するときは、関係各課の意見を取り入れるとともに、締結後は、速やかにその内容について関係各課に周知する。

## 第9節 防災知識普及計画

災害時、被害を最小限に食い止めるためには防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。そのため町職員だけでなく、町民、学校等、事業所及び各種団体（以下「町民等」という。）が冷静な判断や適切な行動を取れるよう、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底と防災意識の高揚を図る。

その際には、要配慮者への対応や男女双方の視点等に十分配慮するものとする。

また、防災関係機関は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）の策定を推進する。

### 第1項 職員の防災教育計画

町は、防災業務に従事する職員等に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、職員行動マニュアルを配付する。また、災害時における参集、配備及び応急活動における役割の周知や感染症が発生した場合の対応など、さまざまな被災場面を想定した訓練・研修などを実施するとともに、防災研修、防災講演会等による防災教育に努める。

### 第2項 町民等の防災知識普及計画

町は、関係機関と協力して、町民等に対して防災知識の普及を実施するものとする。防災知識の普及は、地域の実情に応じて地区単位、職場単位等で行うものとし、その方法と内容は、次のとおりとする。

#### 1. 町民等に対する防災知識の普及及び広報の方法

- (1) 町民等に対する出前講座や講演会等の開催
- (2) 自主防災組織活動に対する指導協力
- (3) 町広報紙及び印刷物の配布
- (4) ホームページ等インターネットの活用

#### 2. 町民等に対する防災知識の普及及び広報の内容

- (1) 苓北町地域防災計画の概要
- (2) 災害予防及び応急措置の概要

災害予防および応急措置の概要については概ね次のとおりとする。

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| ①土砂災害に関する一般的知識   | ⑤避難先及び避難方法           |
| ②風水害に関する一般的知識    | ⑥災害時の心得              |
| ③地震及び津波に関する一般的知識 | ⑦災害時の自助、共助、公助の考え方と役割 |
| ④火災予防に関する一般的知識   | ⑧その他必要事項             |

#### 3. 防災アセスメントの実施等

町は、必要に応じて地区の防災的見地からの防災アセスメントを行い、町民の避難、防災マップ、地区別防災カルテ等を作成し、町民等に配布するとともに、研修会等により防



災知識の普及、啓発を図る。

また、防災マップ等を活用し、防災に対する意識高揚や地域防災力の向上を推進する。

### 第3項 学校等における防災教育計画

保育園及び学校等は、園児、児童、生徒等に対して防災知識の普及を実施するものとする。防災知識の普及は、防災訓練や各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して防災教育の徹底に努めるとともに、保護者に対する周知を図ることとし、内容は次のとおりとする。

#### 1. 学校等における防災教育の内容

- (1) 災害時の身体の安全確保の方法
- (2) 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- (3) 各種災害発生のしくみ
- (4) その他必要事項

#### 2. 保護者への周知内容

- (1) 避難ルート及び避難場所
- (2) 各災害時の保護者への児童の引き渡し方法
- (3) その他必要事項

## 第10節 自主防災組織育成計画

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動能力が著しく低下することが予想される。

このような場合には、隣保協同の精神に基づく地域住民による防災活動が実施できる体制を確立しておくことが、被害の未然防止・軽減を図るうえで、より有効な防災対策となるため、町は、事務所、事業所等の法令に基づく自主防災組織、その他の自発的な自主防災組織及び地域住民による自主防災組織が災害時に防災・減災活動を積極的に実施することができるよう日頃から育成強化を図る。

### 第1項 組織の育成及び強化

町は既存の自治会等の自治組織を基本とした自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な助言及び指導等を行うものとする。

また、設立・活動の手引きとなる設立実践マニュアル等の配布や活動時に必要な資機材等の整備促進により組織化を推進するとともに、苓北分署や消防団と連携し各種訓練や防災教育を実施し、住民の共同作業の円滑化や自主防災組織の核としての活動が期待される防災リーダーの育成を図る。

また、組織の結成、育成の中で女性の参画の拡大や防災士等の資格所有者の活用に努めるものとする。

### 第2項 防災組織の活動範囲

自主防災組織の活動範囲はおおむね次のとおりとする。

#### 1. 平常時

- (1) 防災知識の普及
- (2) 防災訓練
- (3) 地域の中の点検
- (4) 避難場所の確認

#### 2. 災害時

- (1) 初期消火等の災害応急活動
- (2) 情報の収集及び伝達
- (3) 避難誘導
- (4) 負傷者の救出・救護
- (5) 給水給食活動

### 第3項 防災組織の連携

日常的な通報体制の確立など町内の各防災組織との連携強化を行い、自主防災組織の資質向上及び活性化を図る。

## 第11節 防災訓練計画

災害対策基本法第48条及び水防法第28条に基づき災害応急対策の完全遂行を図るため、関係機関が緊密な連携を行い、総合的な訓練を実施するための実施方法等必要な事項について定める。

### 第1項 防災訓練の実施責務と協力

町は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て大規模災害等を想定した訓練を実施するものとする。

また、訓練の際には、要配慮者等に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

### 第2項 防災訓練の種別及び実施時期、場所、方法等

区分		実施主体	実施時期	実施場所	内容等
個別訓練	水防訓練	町 消防団 苓北分署	水害が予想される時期より前	農村運動広場	水防工法講習等の実地訓練
	消防訓練	町 消防団 苓北分署	随時	各地区及び防火対象物	各種災害を想定した実地訓練
	救急救命講習訓練	町 消防団 苓北分署	必要かつ適切な時期	適宜	海難、水難事故からの救助を円滑に遂行するための実地訓練
	災害情報連絡訓練	町 消防団 関係機関	適宜	適宜	気象予警報、その他情報伝達、指示・命令及び報告等を円滑に実施するための情報伝達訓練
	非常招集訓練	町 消防団 関係機関	適宜	適宜	災害を想定し、応急活動に備え必要な職員等を迅速、かつ確実に招集するための招集訓練
	避難訓練	町 消防団 関係機関	適宜	適宜	地震、津波災害等を想定し、各地区及び学校、保育園、病院、事業所等において人命保護を目的とした避難訓練
総合防災訓練		町 消防団 苓北分署 関係機関	11月	各地区	地震、津波災害を想定し、防災関係機関及び住民が一体となり、災害応急活動を円滑に遂行するための実地訓練

※その他必要に応じ、図上訓練または関係機関と合同で各種災害を想定した訓練を実施する。

上記訓練にあたっては、訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確にし、それに応じて風水害、地震・津波等の規模や被害想定、訓練参加者、使用資機材、実施時間等の訓練環境等について、具体的な設定を行い、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや国・広域から応援を想定するなど、できるだけ実践的な訓練となるよう努める。

### 第3項 学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、各種災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練にあたっては、防災関係機関や保護者、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

## 第12節 広域応援体制の確立

災害時における広域応援は救援・救護、応急・復旧対策に多大な貢献が期待される。そのため、効率的な応援がスムーズに実施されるよう、体制等の強化を図る。

### 第1項 応援機関の受入体制の整備

町は、上空から重要拠点や被災場所を把握できるよう、主な施設の屋上に施設名の表示に努める。

また、広域応援活動拠点への応援機関の円滑な受入れ体制の整備を進める。

### 第2項 応援機関との連携強化

町は、他の自治体や民間団体との相互応援の締結を拡大するとともに、既に相互応援協定等を締結している場合は協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるよう、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努め、連携強化を図る。

## 第13節 原子力災害対応計画

原子力発電所事故や原子力災害対策特別措置法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態に備え、町民のパニックの防止、安全確保を図るため必要な事項を定める。

### 第1項 町の事務・業務

町の原子力防災に関して、以下に特に規定する。

- (1) 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発
- (2) 防災に関する専門知識を備えた職員の育成
- (3) 原子力防災に関する訓練の実施
- (4) 住民避難等に関する広報・指示
- (5) 避難所の開設・運営、必要に応じて警戒区域の設定等
- (6) 健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力
- (7) 住民への原子力災害に関する情報伝達

### 第2項 原子力防災等に係る専門職員等の確保

町は、国や所在県等が行う原子力防災に関する研修等に防災担当職員を可能な限り派遣すること等により、原子力防災に関する専門知識を備えた職員の育成を図る。

### 第3項 情報の収集・連絡体制の整備

#### 1. 情報収集等の連絡体制の確立

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、九州電力及びその他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。

また、町及び県並びに関係機関は、訓練の実施等により情報収集・連携体制の一層の充実を図る。

#### 2. 住民等への情報伝達体制の整備

町は、原子力発電所事故等における住民等への情報伝達が円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について事前に整理する。

また町は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多様な通信手段の活用体制の構築に努める。

さらに、町は、県と連携し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口が設置できるよう準備を行う。

### 第4項 避難体制の整備

町は、原子力発電所事故等において、町の区域を越えて住民が避難する必要がある場合を想定して、県と連携し、シミュレーション等により広域避難体制の構築を図る。

住民の避難は、自家用車両の利用を原則とし、町及び県は、住民避難用の自家用車両が不足する場合を想定して、関係機関と連携して住民避難用車両の確保に努める。

また、町及び県は、船舶等による避難が必要と認められる場合に備え、関係機関と連携し

て住民避難用船舶等の確保に努める。

さらに要配慮者等の避難誘導・移送体制等の充実に努める。

#### 第5項 モニタリング体制の整備

町は、原子力発電所事故等における原子力発電所からの放射性物質または放射線の放出による町への影響を正確に把握するため、放射線測定装置で測定した結果を防災行政無線等で町民へ周知するものとする。

また、町は、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）等、放射性物質の飛散方向などリアルタイムで閲覧できるようなシステムの専用端末の導入など国、県に要望していくものとする。

#### 第6項 健康相談及び医療体制の整備

町は、町内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメーター等を用いた放射性物質の汚染検査、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等の実施体制を整備する。

また、町は県と連携し、専門的医療が必要な場合に備えて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム等の派遣受入体制や専門医療機関への搬送体制の整備を図る。

#### 第7項 住民等への知識の普及、啓発

町は県、電力会社と協力して、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発のため、広報活動の実施に努める。

#### 第8項 防護資機材の確保

町は、県及び関係機関等と連携し、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努める。

#### 第9項 防災訓練の実施

町は、県及び関係機関等と連携し、原子力防災に関する訓練の実施に努める。

